

# 北九州地区労連ニュース

2024年6月号 No. 212

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

Tel 093-921-0747 Fax093-921-0284

メール k\_roren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめなくて電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン  
相談無料

TEL093-921-0747

メール k\_roren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

北九州地区労連第85回評議員会が6月7日戸畑生涯学習センターで37人の参加で開催されました。東筑紫教職員組合から加盟申請があり、全員一致で承認されました。春闘では、大企業の賃金引き上げが春闘要求に対し満額回答と言われていましたが、実質賃金は4月時点で25カ月連続下がり続けています。中小・零細事業者は、賃上げどころか物価高騰やコロナ禍での融資返済などで経営継続に四苦八苦との報道もあります。社会保険料の減免など中小・零細企業対策が急がれます。評議員会では、福岡県労連の提起する「福岡労働局への最低賃金時間額1500円と全国一律最低賃金制度実現の請



## 最低賃金の大幅引き上げに全力で

願署名、個人・団体」を6月末までに取り組むことが確認されました。

また、北九州共闘や市民連合福岡と「最低賃金学習会」を7月13日土曜日16時から小倉北生涯学習総合センターで関野教授を招き開催することも決まりました。

### ◆平和を求める運動も

7月が近づき平和行進や平和マラソン、原水爆禁止世界大会が予定されています。

北九州憲法共同センターは、7月6日(土)11時から小倉駅で「平和憲法守れ」の宣伝行動を行います。

国民平和大行進は、7月18日に黒崎から牧山まで歩き、19日は戸畑から小倉北区の勝



山公園まで行進します。20日は宮崎コースが合流し、21日に本庁前から門司まで歩いて引き継ぐ予定です。一人でも多くの参加をお願いします。

ニコニコパースの反核マラソンは、7月21日(日)に勝山公園を9時にスタートし八幡西区の桃園公園を目指します。自然の館で12時から懇親会も予定しますので、一緒に走りましょう。

8月は、反核平和マラソンが広島から長崎を駆け抜け、原水爆禁止広島大会は8月3日から6日まであり、長崎では8日にフォーラム、9日にナガサキデー集会が予定されています。原水爆禁止、核のない平和な世界実現のためにみなさんの参加をお待ちしています。

### 雨あがり

憲法記念日に開催された「5・3憲法集会」に参加し、戦争に向かう状況をやはり止めなければならぬと感じました。私たちの住む身近な空港も軍事利用できるようになってきたのを知って驚きました。閣議決定でほとんど都合の良い法案が決まっている。非常時は自治体の権限が制限され、国が自治体を指示できるようになってしまつ。国が勝手に色々できてしまうのでとても危険です。今の政権を覆さなければならぬ事態です。「生きやすい社会ってどんな社会?」という問いを講師の方がされていましたが、すごく大事な問いだと感じました。私は特に強い主張はなく、流されるタイプですが、このことについてはしっかり考え、自分の意見というものもしっかり持ち、伝えなければならぬと感じました。憲法はすごく大事で改悪してはいけません。憲法集会では毎年、私は知識だけではなく勇気もいただいています。背中をそっと押してくれ、行動につながる講演を毎年いただいています。北九州地区労連の皆さんが運営として頑張っている姿にも励まされました。

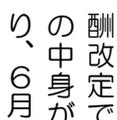
(中)

# 急がれる職場改善

討論では、深刻な職場実態や改善を求める労働組合のたたかいが報告されました。



健和会労組の細川さんからは、「大企業で春闘の大幅引き上げ回答があるが、医療・介護現場では、離職や人材不足で過酷な労働実態。公定価格の診療報酬が賃上げにかかわる。6月の報酬改定でベースアップ評価料の中身が5月ごろ明らかになり、6月12日に二次回答がある。職種によって差別され、事務職・設備技師など対象外。13日朝、指名ストを構え差別解消をめざす」と報告されました。



市職労坂内さんは、「春闘要求書を3月1日に提出。残業調査や春闘アンケートなど取り組んできた。5月15日春闘団交で、会計年度職員の処遇改善や中高齢層の給与制度改善を求めた。新規採用が160人、組織拡大で、4月3日に説明会を若手3人でパワーポイントを使い実施。5月31日には新採歓迎会を行い27人が参加。引き続き組織拡大を取り組む」と決意を。



市立病院契約職員労組の岸川さんは、「非正規看護師や補助者の労働組合。2月春闘要求書を提出し、スト権を確立した。処遇改善は6月になり3%から4%賃上げしたが一時金は正規と差がある。5月にスト通告し、交渉し賃上げは4月からに、一時金は秋に回答して夏に遡るとなった。組織拡大をがんばる」とストの成果を話されました。



福建労の安村さんは、「担い手不足の建設業界にルールを確立しよう」と署名などにとりくみ119万を超えた。能登地震の復興が遅れている、国の対応に不満と非難が。大工技能者の派遣で福建労からも17人が仮設住宅建設支援にいった。被災地に寄りそった早期の対応が必要。九州アスベスト訴訟第二陣判決が6月27日にある。ア



スベストシンボも7月7日に福岡で開催されるのでぜひ参加を」と訴えました。

5月25日平和をあきらめない北九州ネットは、「イスラエルのカザ攻撃」止めよのスタンディング宣伝を小倉駅で11時から12時まで取り組みました。

## カザの子ともたちに

### 平和を

国際司法裁判所は、イスラエルに対し、パレスチナ自治区ガザへの軍事攻撃の即時中止を命じる暫定措置を出しています。

ハマスのテロは許されません、しかしイスラエルのガザへの攻撃は、多くの市民そして子どもたちが犠牲になっています。何の罪もない子どもたちが、これ以上犠牲になることは、あまりにも悲しいことです。参加者は、おののプラカードをかざし、「イスラエルの虐殺行為を止めさせよう」と市民にアピールしました。

午後からは、「戦争から子供をまもるママの会」の主催で元イスラエルの兵士のダニ

ー・ネセフタイさんが、ムーヴで講演を行いました。

40年前に日本に来たダニーさんは、憲法九条と出会い、最初は「なにこれ、軍隊を持たないっておかしい」と感じたが、戦争を続けるイスラエルと全く戦争に巻き込まれない日本を見て勉強もして、「イスラエルがおかしい」と思うようになった。

昨年10月にハマスからテロ攻撃を受け、ガザを攻撃している。テロは許せない行為であるが、1946年にイスラエルが建国されたとき6%がユダヤ人の土地。1947年には、43%に広げ、中東戦争でパレスチナの土地は25%まで減り、2012年は8%になっている。ヨルダン川西岸にもユダヤ人が入植して土地を奪い続けている。

イスラエルの教育は「ヨルダン川は、イスラエルの土地だ」と教える。国に都合の良いことだけ教える教育は怖い、とイスラエルの現実を語られました。

イスラエルは、武力でパレスチナを抑圧する。高さ6メートルのフェンス、監視カメラを付け、完全に封鎖し食糧・エネルギーがガザの人に届かない。

10月7日フェンスを超え

ロケットで攻撃、フェンスを破り攻撃され、安全神話が崩れた。

これだけパレスチナ人を殺せば憎しみが連鎖する。戦争犠牲者は、殺された人の遺族もだ。「武力で平和はつくれませんが」と強調されました。

能登半島地震から5か月、何故支援できないのか。戦争はイヤだが止められないのか。教育がゆがんでいる。世界史は戦争が続いているイメージだが、ロシア・ウクライナでも全人類の2%、戦争にかかわってない人が圧倒的に多い。98%の人が戦争していない。どの戦争も止められる。戦争は最悪の環境破壊であり、次世代が住める地球にするために「戦争止めろ」の声を上げよう、とまとめられました。

◆**平和を守るために**

◆**ゆがんだ教育が生むもの**

◆**平和を守るために**

◆**ゆがんだ教育が生むもの**

◆**平和を守るために**

◆**ゆがんだ教育が生むもの**

◆**平和を守るために**

◆**ゆがんだ教育が生むもの**

◆**平和を守るために**

◆**ゆがんだ教育が生むもの**

◆**平和を守るために**



## 全国一律最低賃金制度の実現を

北九州地区労連は、5月28日小倉駅で全国一律最低賃金制度と時間給1700円実現をめざす宣伝行動を取り組みました。

春闘では、大企業の満額回答で、賃上げがすすんでいるように見えますが、中小・零細事業者、特に大企業の下請けをしている事業者は、なかなか受注額の値上げができないと嘆いています。

資本金10億円以上の大企業は平成9年から平成30年にかけて、株主配当を約6.2倍としましたが、労働者の賃金は、この30年間ほとんど上がっていません。その大企業の内部留保は、増え続け530兆円を超えています。

経営者は内部留保を「緊急時に必要な資金」と言ってきました。今こそ、労働者の生活困窮を改善するために内部留保を賃上げに使うことが必要です。

### ◆下がり続ける実質賃金

物価は上がり続けるために実質賃金は、24カ月連続で下がり続けていると報道されました。文化的な生活はできません。日本のGDPの5割以上は個人消費です。経済の好循環をうむためにも最低賃金を15

00円以上、私たちは1700円にすることが必要だと思います。

コンビニの商品は、東京でも福岡でも同じ値段です。でも、そこに働くアルバイトは、地域別最低賃金制度で172円の差がつけられています。それが、正規社員の地域間格差にもつながっています。

東京など首都圏に人口が集中する理由は、こうした賃金格差もあります。

同じ仕事なら、同じ待遇を。パート・アルバイト・正規社員と格差をつけるな。全国一律最低賃金制度を実現し、時間額は1700円に、と訴えました。

### ◆負担ばかりの子育て支援金

「こども子育て支援金」の財源確保で公的医療保険料に上乗せすると報道されています。

実質負担増を国民に求めないと岸田首相は、いつてましたが、年間80万円程度の年金しかない人からも取り、子育て世代を含む、すべての世代が負担することになっていて、子育て支援に逆行するものになっています。

元経済産業省の岸博幸経済学者は、「健康保険料に上乗せすることは、政策的に間違い。

健康のために使う保険料に子育てのお金を乗っけるのは原則行為。これを認めれば、どんな政策も保険料にのっけられる。増税は、国会の審議が必要で大変だと安易な道を選ぶ、最悪の政策」と述べられています。人口減少・少子化の一因に、結婚に踏み切る若い人が減っていると言われています。「若い人の給料が低すぎることも一因だ」との分析もあり、青年層の大幅な賃上げが重要です。

九州防衛局要請

平和をあきらめない北九州ネットは、北九州空港・博多港の特定利用への指定について九州防衛局要請を5月29日に行いました。北九州地区労連からは、永富事務局長、福岡県労連から内田副議長・渡辺次長が参加し、全体では、22人が①北九州空港と博多港の特定利用空港・港湾から外すこと、②自衛隊がどのような運用、訓練等を予定しているのか、③北九州空港・博多港が特定利用に指定された理由その詳細を明らかに、を申入書として提出しました。内田副議長は、「特定利用指定に住民は、不安だと思つ。十分な説明がされていない。国は、まず平和と外交で緊張状態を生まないようしてほしい」と訴えま



し。永富事務局長からは、「突然、北九州市長が発表したが、寝耳に水。有事の際は攻撃目標になる。十分な説明と、何より軍事利用はやめてほしい」と撤回を求めました。

を軍事利用されることに危機感を持っている。再検討を求め「軍事拠点化、平たん利用に大反対だ。博多港の申し入れてきているが、九州の他の港の特定利用にも反対だ。しっかりとした情報公開を願うとともに撤回を求める」「衛星打ち上げをミサイル扱いしJアラートを鳴らし、民間を動員しようとする政府。民間を巻き込んでなんぼのスタイルに見える。それは日本がイスラエルのような国になるということなのでやめてほしい」「自衛隊の仕事は国民の命を守る事。戦争をしないために知恵や力を発揮してほしい」「博多港では5月25日に護衛艦くまのが入港するなど、すでに地ならししている。福岡のまちも戦争できる街づくりが進んでいるようで危機感を感じる。勝手にやらす住民に説明してほしい」「ロビーで広報2人の担当者の対応は、失礼だ。話せる場と回答できる立場の人で対応すべきだ」と要請と抗議を行いました。対応した広報は、「申入書は、検討して対応する」と答えました。

### ◆防衛局は誠意ある対応を

申し入れ団体からは、「原爆投下から79年。小倉造兵廠があったため、原爆の第一目標は小倉だった。核戦争の危機がある中、地元の空港・港湾



労働法コラム 第111

# 労働関係の成立



黒崎合同法律事務所

三苫 和義 弁護士

労働関係が成立するためには、使用者から採用されることから始まりです。採用はあくまで労働契約の締結ですから、使用者には、採用の自由が認められています(例えば、思想・信条を理由とする採用拒否も認められるこの判例があります)。もちろん、無制限に採用の自由が認められるわけではなく、法律上明確な制限規定がある場合には、その制約をつけることとなります。具体的には、男女雇用機会均等法による制限、障害者雇用促進法による制限、労働組合法による制限、雇用対策法による制限、「労働者の個人情報保護に関する行動指針」(厚生労働省)による制限、「H-V

指針」(厚生労働省)による制限などが挙げられます。

また、採用の自由が認められていることから、使用者には、採用拒否事由の有無を調査することも認められることとなります。調査については、広く認められるものではなく、プライバシー保護の観点からの制約を受けることになると考えられます。

使用者が採用を決めた場合は、通常は内定という形で労働者に対して通知がなされます。採用内定時点において、労働契約が成立しているかという点については、個別の事案により判断がされることとなりますが、大きく分けて①新卒者の場合、②中途採用の場合で考え方に差があります。まず、①新卒者の場合については、使用者への応募を「申し込み」とし、内定通知を「承諾」とし、内定で、採用内定時点において労働契約が成立したととらえることができると考えられます(これが可能です(内定の性質によってはこのようにとらえることができない場合もあります)。②中途採用については、新卒者の場合と同様に考えることもできますが、労働契約成立のために内定以外の事情が予定されていないかなど、新卒者の場合よりも細かく個別事情を見ることとなります。

内定通知によって労働契約が成立したとすれば、採用内定取り消しがなされた場合には、労働契約の解除ととらえられ、また、解雇事由が認められる場合、解雇事由が広く認められています(例えば、新卒者が卒業できなかった場合などが考えられます)。

就労開始後は、通常試用期間が設けられています。試用期間については、採用した労働者が職業能力や企業適応性を有しているかの判断をする最後の機会であり、解雇権留付付き労働契約であると判断した裁判例もあります。もちろん、解雇権が留保されているだけで、すでに労働契約が成立していると考えられるべきです。この留保権付の解雇については、通常の解雇よりも広く解雇事由が認められています。

最後に、当然ですが、労働契約締結の際には、労働条件の明示が必要で、特に、契約期間、就業場所、従事すべき業務、労働時間、賃金、退職に関する事項(解雇事由を含む)及び、更新可能性のある有期労働契約締結時における契約更新の基準に関する事項については、書面による交付が義務付けられています(通常は、労働条件通知書という形で交付されます)。

採用後、どのようなルールで就労すべきかについては、就業規則という形で取り決められています。次回の私の担当回では、就業規則について考えてみたいと思います。

## 平和のための戦争展

in 北九州

【日時】8月31日(土) 10時~17時  
9月 1日(日) 10時~16時  
【場所】黒崎コムシティ3F 市民ギャラリー  
(八幡西区黒崎/JR 黒崎駅隣)

★入場無料です!!★

皆様のお越しをお待ちしております。



## ★映画と読書のすゝめ

東野圭吾

「ナミヤ雑貨店の奇蹟」

(角川文庫)

悪事を働いた三人が逃げ込んだのは、かつて悩み相談を請け負っていた雑貨店だった。

廃業したはずの店内に突然、シャッターの郵便口から悩み相談の手紙が落ちてきた。時空を超えて過去から投函されたのか? 三人は戸惑いながらも当時の店主・浪矢雄治に代わって返事を書くが…。次第に明らかになる雑貨店の秘密とある児童養護施設との関係。

悩める人々を救ってきた雑貨店は、最後に再び奇蹟を起こせるか!?

2017年に映画化(雑貨店の店主役は西田敏行さん)もされていますが、賛否両論です。ぜひ小説を読んでみてください。

東野圭吾ミステリーが楽しめる秀作です。

